

## 会 議 録 ( 1 )

会議の名称	平成21年度 第2回入間市文化財保護審議委員会
開催日時	平成21年 9月24日(木) 午前10時00分開会・11時25分閉会
開催場所	入間市庁舎 C棟4階 入札室
議長氏名	Ⓐ田代甲平
出席委員(者)氏名	Ⓐ田代 甲平 Ⓑ枝窪 邦茂 鹿島 英明 染井 佳夫 渡邊 久芳 法隆 康一 東 明 柳澤かほる
欠席委員(者)氏名	大館 勝治 大河内隆敬
説明者の職氏名	小野久美子主任
会議次第 (公開・非公開の別)	1 開 会 2 挨拶 文化財保護審議委員会委員長 生涯学習部部长 3 議 題 (1)答申の検討について 入間市指定文化財の新規指定について ・高倉氷川神社本殿付棟札 ・鉄造不動明王立像 (2)その他 4 その他 5 閉 会
非公開理由	
傍聴者数	0人
配布資料	平成21年度第2回入間市文化財保護審議委員会(資料)
事務局職員 職氏名	生涯学習部部长 吉澤 均 生涯学習部次長 吉野 富男 生涯学習課長 神崎 幸子 同課生涯学習文化財担当主幹 齊藤 祐司 同主任 小野久美子 同主任 大久保 卓
会議録作成方法	筆 記

## 会 議 録 ( 2 )

議事の概要 (経過) ・ 決定事項	
議 題	<p>3 議 題</p> <p>(1) 答申の検討について 入間市指定文化財の新規指定について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 高倉氷川神社本殿付棟札</li><li>・ 鉄造不動明王立像</li></ul> <p>(2) その他</p>
決 定 事 項	<p>3 議 題</p> <p>(1) 答申の検討について 事務局で作成した理由書 (案) の内容について、各委員から意見を聴取した。今回の意見を踏まえ修正を加えた理由書を次回の審議委員会で再度審議することになった。</p> <p>(2) その他 次回第3回の審議委員会は、2月上旬に開催することになった。</p>

### 会 議 録 ( 3 )

発言者	発言内容
	<p>3 議 題</p> <p>(1) 答申の検討について</p>
事務局	<p>前回の審議委員会で諮問した「高倉氷川神社本殿付棟札」「鉄造不動明王立像」の2件の指定文化財候補について、それぞれ事務局より理由書(案)を提示して、前回からの変更点を中心に説明する。</p>
委員長	<p>「高倉氷川神社本殿付棟札」について</p> <p>○ 建築年代については「江戸初期」となっているが、「江戸初期」とはいつまでを言うのか。建築様式で見ると、江戸時代は享保年間を境に大きく前期と後期に分かれる。氷川神社の本殿は明和5年(1768)に再建となっており江戸時代後期に入るのではないか。</p>
委員	<p>○ 後期となると、いままでと文章の意味合いが違ってくる。</p>
委員	<p>○ 再建年代が書いてあるので年代は分かる。江戸初期という文章を取ってはどうか。</p>
委員	<p>○ 前回の理由書では、市内には江戸初期建立の社が2例あるということだったが、その中には野田白髭神社の旧本殿も入っているのか。</p>
委員長	<p>○ 例には含まれているが現在は使用されておらず、使用されているものとしては氷川神社本殿が最古ということだ。ほかにも古いと考えられる神社の本殿に出雲祝神社や愛宕神社があるが、どの時代のものかわかるか。</p>
事務局	<p>○ 確認していないので分からない。</p>
委員	<p>○ 市内の神社を調査した資料はないのか。</p>
事務局	<p>○ 過去に埼玉県で調査をしているが、全ての神社を調査してはいない。</p>
委員	<p>○ 理由書では「最古」となっているが、今後の調査により変わってくるのではないか</p>
委員	<p>○ 現時点での最古ということで問題ないのではないか。再建する際はどの時代の様式で建築するのか。</p>
委員長	<p>○ 一般的には再建した時代の様式で建築する。この本殿は江戸初期の建築様式で建てたものではない。</p>
事務局	<p>○ 「指定時において最古」という表現を入れた方がよいか。</p>
委員	<p>○ 無理に入れなくても問題ないだろう。</p>
委員	<p>○ 古いものが出てくるのは世の常である。</p>
委員	<p>○ 「最古」という表現ではなく「市内最古」としてはどうか。</p>
事務局	<p>○ それでは6～7行目は、「本殿は、天文年間に再建された後、さらに明和5年(1768)に再建されたものであり、現本殿として使用しているものでは市内最古である。」と変更する。</p>
委員長	<p>○ 8～13行目までは本殿の形式を説明している文章で、少し煩雑に感じるがどうか。</p>
委員	<p>○ 文化財の説明では、このような表現はよくあるので問題ないだろう。</p>
委員	<p>○ 理由書の内容はインターネットで見られるのか。</p>

## 会 議 録 ( 4 )

発言者	発言内容
事務局	○ 他の指定文化財と同様に全文を載せることはなく、要約したものを掲載する。なお、議会には答申書自体を提出する。
委員	○ 研究者がインターネットを通じて情報を調べられるようにしてはどうだろうか。
事務局	○ 個別の質問に応じているので、現時点ではそこまで考えていない。
委員長	○ 他に意見はありますか。
一同	○ ありません。
	「鉄造不動明王立像」について
委員	○ 長泉寺の創建の記述についていくつか質問がある。永禄年間に三上山城守の開基とあるがその根拠は何か。また、事実であれば長泉寺の開基は江戸時代以前となるが、本寺である川越市の東陽寺の開山が永禄11年(1569)ということを見ると、いささか疑問である。理由書(案)の記述は何に基づいたものか。
事務局	○ 内容の根拠については、長泉寺の資料は過去の火災で焼けてしまっているため、寺の言い伝えによるとのことだ。
委員	○ それであれば「寺伝による」という表記を入れなくてはいけない。
委員	○ 扇町屋宿の成立時期の問題に関係するため、確固とした証拠がなければ年代ははっきりさせない方がよい。
事務局	○ 今回の理由書(案)は長泉寺に確認してもらい同意を得ているものなので、改めて長泉寺と「寺伝」という言葉を入れる方向で協議する。
委員	○ 三上山城守に関しても調べて欲しい。
事務局	○ 分かりました。
委員	○ 12行目の仏像の説明に「木製の台座光背を完備する。」とあるが、この表現では、製作当時のものと読めてしまう。
事務局	○ 「完備」を「後補」に置き換え訂正する。
委員	○ 「後補」と言い切るのも証拠がないのではないか。
事務局	○ 明らかに新しい年代のものなので、「後補」とする。
委員	○ 2行目の「その中で」は、前回の文章の「90体のうち」という表現から来ているので、「その中の」とした方がよいだろう。
事務局	○ そのように変更する。
委員長	○ 不動明王像は頭部に「莎髻」を持っている。これは頭髪を「莎(ハマスゲ)」で縛ったものである。ハマスゲとはどんな植物だろうか。
委員	○ 水辺の植物と思うが、詳しくは分からない。市内に実物はないか。
委員長	○ 市内にはない。
委員	○ 文化財の指定に関して原点に戻るが、信仰・崇拝の対象としているものを指定文化財に指定するのはどうだろうか。
委員長	○ 仏像は信仰の対象であるが、美術品としての価値が高いものが多い。
事務局	○ 信仰・崇拝の対象となっているもの、信仰も文化であり、これを後世に残すために指定文化財に指定することは重要である。また、他の事例をみても問題はない。

会 議 録 ( 5 )

発言者	発言内容
委員  委員長 一同	<p>○ 神社も崇拝の対象となっているが、指定文化財としての考え方に異論はない。</p> <p>○ 他に意見はありますか。</p> <p>○ ありません。</p>
委員長 事務局	<p>今回の審議内容による修正箇所等を再度確認する。</p> <p>○ 事務局から今後の審議の流れを説明してください。</p> <p>○ 事務局で今回の審議内容により変更し、また再調査した結果を反映した理由書（案）を作成する。次回の審議委員会でその理由書（案）をもとに答申に向けた取りまとめをお願いしたい。また、調査に当っては各委員にも協力をいただきたいと考えている。</p>
委員長 一同	<p>○ 分かりました。他に提案はありますか。</p> <p>○ ありません。</p>
事務局 一同	<p>(2)その他</p> <p>○ 次回の日程について2月上旬を目途に開催したい。</p> <p>○ 分かりました。</p>

事のてん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 の 署 名 \_\_\_\_\_

議長が指名した者の署名 \_\_\_\_\_